

判例研究

精神障害者と同居する配偶者と責任無能力者を監督する
法定監督義務者の不法行為責任

(損害賠償請求事件 最高裁平成26年(受)第1434号、第1435号
同28年3月1日 第三小法廷・判決) 民集70卷3号681頁

中京大学法科大学院 教授

奥野久雄

〔事実〕

A(大正5年生まれ)と第1審被告Y₁(大正11年生まれ)は、昭和20年に婚姻し、以後同居していた。両者の間には4人の子がいるが、このうち、長男である第1審被告Y₂及びその妻であるBは、昭和57年にAの自宅(以下「A宅」という。)から横浜に転居し、他の子らもいずれも独立している。Aは、平成10年頃まで不動産仲介業を営んでいた。

A宅は、愛知県a市にあるJRの駅前に位置し、自宅部分と事務所部分から成り、自宅玄関と事務所出入口を備えていた。

Aは、平成12年12月頃、食事をした後に「食事はまだか。」と言い出したり、昼夜の区別がつかなくなったりした。そこで、第1審被告ら及び第1審被告Y₂の妹であるCは、Aが認知症に罹患したと考えるようになった。

Aは、平成14年になると、晩酌をしたことを忘れて何度も飲酒したり、寝る前に戸締まりをしたのに夜中に何度も戸締まりを確認したりするようになった。

第1審被告ら、B及びCは、平成14年3月頃、A宅で顔を合わせた際など折に触れて、今後のAの介護をどうするかを話し合い、第1審被告Y₁は既に80歳であって一人でAの介護をすることが困難になっているとの共通認識に基づき、介護の実務に精通しているCの意見を踏まえ、Bが単身で、横浜市からA宅の近隣に転居し、第1審被告Y₁によるAの介護を補助することを決めた。その後、Bは、A宅に毎日通ってAの介護をするようになり、A宅に宿泊することもあった。第1審被告Y₂は、横浜市に居住して東京都内で勤務していたが、上記の話し合いの後には1箇月に1、2回程度a市で過ごすようになり、本件事故の直前の時期には1箇月に3回程度週末にA宅を訪ねるとともに、BかからAの状況について頻繁に報告を受けていた。

その後、Aについて介護保険制度を利用すべきであるとの意見を受けて、Bらは、かかりつけのD医師に意見書を作成してもらい、平成14年7月、Aの要介護認定の申請をした。Aは、同年8月、

要介護状態区分のうち要介護1の認定を受け、同年11月、同区分が要介護2に変更された……

Aは、平成14年8月頃の入院を機に認知症の悪化をうかがわせる症状を示すようになった。Aは、同年10月、国立療養所中部病院（以下、「中部病院」という。）のE医師の診察を受け、その後、おおむね月1回程度中部病院に通院するようになった。E医師は、平成15年3月、Aが平成14年10月にはアルツハイマー型認知症に患っていたと診断した。また、Aは、同月頃以降、a市内の福祉施設「b」（以下「本件福祉施設」という。）に通うようになり、当初は週1回の頻度であったが、本件事故当時は週6回となっていた。Aが本件福祉施設に行かない日には、Bが朝からAの就寝までA宅においてAの介護等を行っていた。Aの就寝後は、第1審被告Y₁がAの様子を見守るようにしていた。

Aは、平成15年頃には、第1審被告Y₁を自分の母親であると認識したり、自分の子の顔も分からなくなったりするなど人物の見当障害もみられるようになった。Bは、Aに外出しないように説得しても聞き入れられないため、説得するのをやめて、Aの外出に付き添うようになった。

E医師は、平成16年2月、Aの認知症については、場所及び人物に関する見当識障害や記憶障害が認められ、おおむね中等度から重度に進んでいる旨診断した。中部病院は、患者の診療について、一定期間の通院後は開業医に引き継ぐ方針を採っていたため、Aは、同月頃以降、再びD医師の診療を受けるようになった。

Aは、平成17年8月3日早朝、1人で外出して行方不明になり、午前5時頃、A宅から徒歩20分程度の距離にあるコンビニエンス・ストアの店長からの連絡で発見された。

第1審被告Y₁は、平成18年1月頃までに、左右下肢に麻痺拘縮があり、起き上がり・歩行・立ち上がりはつかまれば可能であるなどの調査結果に基づき、要介護1の認定を受けた。

Aは、平成18年12月26日深夜、1人で外出してタクシーに乗車し、認知症に気付いた運転手によりコンビニエンス・ストアで降され、その店長の通報により警察に保護されて、午前3時頃に帰宅した。

Bは、かような出来事の後、家族が気付かないうちにAが外出した場合に備えて、警察にあらかじめ連絡先等を伝えておくとともに、Aの氏名やBの携帯電話の電話番号等を記載した布をAの上着等に縫い付けた。

また、第1審被告Y₂は、上記の出来事の後、自宅付近にセンサー付きチャイムを設置し、Aがその付近を通ると第1被告Y₁の枕元でチャイムが鳴ることで、第1被告Y₁が就寝中でもAが自宅玄関に近づいたことを把握することができるようにした。第1審被告ら及びBは、Aが外出できないように門扉に施錠するなどしたこともあったが、Aがいらだって門扉を激しく揺するなど危険があったため、施錠は中止した。他方、事務所出入口については、夜間は施錠されシャッターが下ろされていたが、日中は開放されており、以前から事務所出入口にセンサー付チャイムが取り付けられていたものの、上記……出来事の後、本件事故当日までその電源は切られたままであった。

Aは、トイレの場所を把握できずに所構わず排尿してしまうことがあり、Bらに何も告げずに事務所出入口から外に出て公道を経て自宅玄関前の駐車スペースに入って同所の排水溝に排尿することもしばしばあった。

Aは、平成19年2月、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ、常に介護を必要とする状態で、場所の理解もできないなど調査結果に基づき、要介護4の認定を受けた。そこで、第1審被告らと、B及びCは、同月、A宅で顔を合わせた際など折に触れて、今後のAの介護をどうするかを話し合い、Aを特別老人ホームに入所させることも検討したが、Cが「特別養護老人ホームに入所させるとAの混乱は更に悪化する……入居希望者が非常に多いため入居まで少なくとも2、3年はかかる。」旨の意見を述べたこともあって、Aを引き続きA宅で介護することに決めた。

Aは、認知症の進行に伴って金銭に興味を示さなくなり、本件事発当時、財布や金銭を身に付けていなかった。本件事発当時、Aの生活に必要な日常の買物はもっぱら第1審被告Y₁とBが行い、また、預金管理等のAの財産管理全般は専ら第1審被告Y₁が行っていた。

本件事発当時、Bは、午前7時頃にA宅に行き、Aを起こして着替えと食事をさせた後、本件福祉施設に通わせ、Aが本件福祉施設からA宅に戻った後に20分程度の話を聞いた後、Aが居眠りを始めると、Aのいる部屋から離れて台所で家事をすることを日課としていた。Aは、居眠りをした後は、Bの声かけによって3日に1回くらい散歩し、その後、夕食をとり入浴をして就寝するという生活を送っており、Bは、Aが眠ったことを確認してから帰るようにしていた。

Aは、本件事発当日である平成19年12月7日の午後4時30分頃、本件福祉施設の送迎車で帰宅し、その後、事務所部分の椅子に腰掛け、B及び第1審被告Y₁と一緒に過ごしていた。その後、Bが自宅玄関先でAが排尿した段ボール箱を片付けていたため、Aと第1審被告Y₁が事務所部分に2人きりになっていたところ、Bが事務所部分に戻った午後5時頃までの間に、第1審被告Y₁がまどろんで目を閉じている隙に、Aは、事務所部分から1人で外出した。Aは、a駅から列車に乗り、a駅の北隣の駅であるJRのc駅で降り、排尿のためホーム先端のフェンス扉を開けてホーム下に下りた。そして、同日午後5時47分頃、c駅構内において本件事発が発生した。

Aは、本件事発当時、認知症が進行しており、責任を弁識する能力がなかった。

原審は、次のとおり判断して、第1審原告Xの第1審被告Y₁に対する損害賠償請求を一部認容し、第1審被告Y₂に対する損害賠償請求を棄却した。

すなわち、一方の配偶者が精神上の障害により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律5条に規定する精神障害者となった場合には、同法上の保護者制度……の趣旨に照らしても、その者と現に同居して生活している他方の配偶者は、夫婦の協力及び扶助の義務（民法752条）の履行が法的に期待できないような特段の事情のない限り、夫婦の同居、協力及び扶助の義務に基づき、精神障害者となった配偶者に対する監督義務を負うのであって、民法714条1項所定の法定の監督義務者に該当するものというべきである。そして、Aと同居していた妻である第1審被告Y₁は、Aの法定の監督義務者であったといえる。

そして、第1審被告Y₁は、Aが重度の認知症を患い場所等に関する見当識障害がありながら外出願望を有していることを認識していたのに、A宅の事務所出入口のセンサ付きチャイムの電源を入れておくという容易な措置をとらなかった。このこと等に照らせば、第1審被告Y₁が、監督義務者として監督義務を怠らなかつたとはいえず、また、その義務を怠らなくても損害が生ずべきで

あったともいえない、と。

しかし、本判決は、原審の上記の判断は是認することができない、とした。

[判旨]

その理由の1つは、「民法714条1項の規定は、責任無能力者が他人に損害を加えた場合にはその責任無能力者を監督する法定の義務を負う者が損害賠償責任を負うべきものとしているところ、このうち精神上の障害による責任無能力者について監督義務が法定されていたものとしては、平成11年法律65号による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律22条1項により精神障害者に対する自傷他害防止監督義務が定められていた保護者や、平成11年法律第149号による改正前の民法858号1項により禁治産者に対する療養看護義務が定められていた後見人が挙げられる。しかし、保護者の精神障害者に対する自傷他害防止監督義務は、上記平成11年法律第65号により廃止された（なお、保護者制度そのものが平成25年法律第47号により廃止された。）また、後見人の禁治産者に対する療養看護義務は、上記平成11年法律第149号による改正後の民法858条において成年後見人がその事務を行うに当たっては成年被後見人の心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない旨のいわゆる身上配慮義務に改められた。この身上配慮義務は、成年後見人の権限等に照らすと、成年後見人が契約等の法律行為を行う際に成年被後見人の身上について配慮すべきことを求めるものであって、成年後見人に対し事実行為として成年被後見人の現実の介護を行うことや成年被後見人の行動を監督することを求めるものと解することはできない。そうすると、平成19年当時において、保護者や成年後見人であることだけでは直ちに法定の監督義務者に該当するということができない。」

もう1つの理由は、「民法752条は、夫婦の同居、協力及び扶助の義務について規定しているが、これらは夫婦間において相互に相手方に対して負う義務であって、第三者との関係で夫婦の一方に何らかの作為義務を課するものではなく、しかも、同居の義務についてはその性質上履行を強制することができないものであり、協力の義務についてはそれ自体抽象的なものである。また、扶助の義務はこれを相手方の生活を自分自身の生活として保障する義務であると解したとしても、そのことから直ちに第三者との関係で相手方を監督する義務を基礎付けることはできない。そうすると、同条の規定をもって同法714条1項にいう責任無能力者を監督する義務を定めたものということはず、他に夫婦の一方が相手方の法定の監督義務者であるとする実定法上の根拠は見当たらない、というものである。

したがって、精神障害者と同居する配偶者であるからといって、その者が民法714条1項にいう『責任無能力者を監督する法定の義務を負う者』に当たるとすることはできないというべきである。」

「第1審被告Y₁はAの妻であるが、……第1審被告Y₁を『監督する法定の義務を負う者』に当たるとすることはできないというべきである。

また、第1審被告Y₂はAの長男であるが、第1審被告Y₂を『監督する法定の義務を負う者』に当たるとする法令上の根拠はないというべきである。

もっとも、法定の監督義務者に該当しない者であっても、責任無能力者との身分関係や日常生活

における接触状況に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けてその者が当該責任無能力者の監督を現に行いその態様が単なる事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には、衡平の見地から法定の監督義務を負う者と同視してその者に対し民法714条に基づく損害賠償責任を問うことができるとするのが相当であり、このような者については、法定の監督義務者に準ずべき者として、同条1項が類推適用されると解すべきである（最高裁昭和56年（オ）第1154号同58年2月24日第一小法廷判決・裁判集民事138号217頁参照）。その上で、ある者が、精神障害者に関し、このような法定の監督義務者に準ずべき者に当たるか否かは、その者自身の生活状況や心身の状況などとともに、精神障害者との親族関係の有無・濃淡、同居の有無その他の日常的な接触の程度、精神障害者の財産管理への関与の状況などその者と精神障害者との関わりの実情、精神障害者の心身の状況や日常生活における問題行動の有無・内容、これらに対応して行われている監護や介護の実態など諸般の事情を総合考慮して、その者が精神障害者を現に監督しているかあるいは監督することが可能かつ容易であるなど衡平の見地からその者に対し精神障害者の行為に係る責任を問うのが相当といえる客観的状況が認められるか否かという観点から判断すべきである。

これを本件についてみると、……第1審被告Y₁は、長年Aと同居していた妻であり、第1審被告Y₂、B及びCの了解を得てAの介護に当たっていたものの、本件事故当時85歳で左右下肢に麻痺拘縮があり要介護1の認定を受けており、Aの介護もBの補助を受けて行っていたというのである。そうすると、第1審被告Y₁は、Aの第三者に対する加害行為を防止するためにAを監督することが現実的に可能な状況にあったということはできず、その監督義務を引き受けていたとみるべき特段の事情があったとはいえない。したがって、第1審被告Y₁は、精神障害者であるAの法定の監督義務者に準ずべき者に当たるということはできない。

また、……第1審被告Y₂自身は、……本件事故まで20年以上もAと同居しておらず、本件事故直前の時期においても1箇月に3回程度週末にA宅を訪ねていたにすぎないというものである。そうすると、第1審被告Y₂は、Aの第三者に対する加害行為を防止するためにAを監督することが可能な状況にあったということはできず、その監督を引き受けていたとみるべき特段の事情があったとはいえない。したがって、第1審被告Y₂も、精神障害者であるAの法定の監督義務者に準ずべき者に当たるということはできない。」

（裁判官全員一致、なお、補足意見、意見がある。）

〔研究〕

1. 民法は、未成年者が責任無能力ゆえに不法行為責任を負わない場合（712条）及び、精神的な障害により責任の弁識能力を欠く者が賠償責任を負わない場合（713条）には、法定監督義務者が一定の要件の下に責任を負う、という立場をとっている（714条1項）。いわゆる補充責任⁽¹⁾である。民法714条1項の趣旨は、責任無能力者の身上の監督をしている家族に責任無能力者の不法行為についての責任を負わせたもので、この責任の根拠は、家族関係の特殊性に求めることができる、とされている⁽²⁾。

2. そして、重度の認知症による精神疾患を有する者の配偶者は、法定監督義務者として、上記責任を負うか、といった点が実質的に主たる争点になったのが本判決である。そこでは、イ) 精神障害者と同居する配偶者であるからといって、民法714条1項の法定監督義務者に当たるとすることはできない、とされた。ほかに、ロ) 法定監督義務者に当たらない者でも、責任無能力者との身分関係や日常生活における接触状況に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けて、監督を現に行いその態様が単なる事実上の監督を超えている等、監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合は、衡平の見地から、法定監督義務者に準すべき者（準監督義務者）として、民法714条1項が類推適用される、とされ、ハ) 本件精神障害者Aの配偶者Y₁及び子Y₂には、監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情は認められず、準監督義務者に当たらない、とされた。

3. しかし、原審では、一方の配偶者が精神上の障害により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、「精神保健福祉法」という。）5条に規定する精神障害者となった場合には、同法上の保護者制度（同法20条〔平成25年法律第47条による改正前のもの〕参照）の趣旨に照らしても、その者と現に同居して生活している他方の配偶者は、夫婦の協力及び扶助の義務（民法752条）の履行が法的に期待できないような特段の事情のない限り、夫婦の同居、協力及び扶助の義務に基づき、精神障害者となった配偶者に対する監督義務を負うのであって、民法714条第1項の法定の監督義務者に当たり、XのY₁に対する損害賠償請求が認容された（Y₂に対する責任は否定された）のである。

要するに、原審判決によると、一方の配偶者が精神障害者となった場合には、他方配偶者が原則として夫婦の協力及び扶助の義務（民法752条）に基づき、精神障害者となった配偶者に対する監督義務を負うことになり、民法714条1項の法定監督義務者該当性が肯認され、その者の監督責任の成否が吟味されることになるが、この点、本判決によれば、保護者の精神障害者に対する自傷他害防止監督義務が平成11年の法律改正により廃止されたことや、同年の法律改正により成年後見人の禁治産者に対する療養看護義務がいわゆる身上配慮義務に改められたこと等を理由に、本件事故のあった平成19年当時において、保護者や成年後見人であることだけでは直ちに法定の監督義務者に該当するということとはできないのであり、そして、また親族間の扶養義務を民法714条所定の法定監督義務者と結びつけた議論は従来ほとんどみられないことや夫婦の同居、協力及び扶助の義務の内容からしても、民法752条の規定を根拠にして法定監督義務者該当性を配偶者に肯認することはできないことになり、その結果、監督責任成否を検討する余地はないこととなり、それ自体が否定されることになってくるのである。

4. このような本判決の見解の立場をどのようにみるべきであろうか。かつて、筆者は、原審判決を批評した際に、「婚姻中配偶者の一方が重度の認知症による精神疾患を有することになり、徘徊等により他害事故発生危険性を生じさせるようになった場合には、他方配偶者は、特段の事情が認められない限り、婚姻中の協力扶助義務として他の配偶者に対しその生活全般について配慮し、監督すべき義務を負うものと解すべきであり、したがって、民法752条は、重度の認知症による精神疾患を有する者の配偶者の民法714条の責任主体性を認めうる法的な根拠になりうる。」と解し、原審判決を支持したのである。この判決については、⁽⁵⁾「配偶者につき法定監督義務者該当性を肯定す

る判断は合理的である一方、免責事由をごく簡単な判示により否定する判断は適切でなく、Y₁の地位や能力等を踏まえた実質的な義務違反性の認定判断がされるべきであった」との批評が寄せられている⁽⁶⁾。

5. 本判決でも、民法714条1項の「法定監督義務者該当性」が問われているが、問題を否定することで処理をおこなっている（もちろん、そこでは免責事由を判定する余地はない）。確かに、上記批評が指摘する通り、原審判決は、配偶者の一方に対する「一般的監督」として充分かどうかを判示しているが、ただそれのみであり、監督責任の成否の判断枠組といえるようなものは提供していなかった。そこで、以前に重度の知的障害者の惹起した人身事故を処理する際に、裁判所によって提示されていたものを⁽⁷⁾参考にして、監督責任の成否を判断する規準として「精神障害者に配慮すべき具体的必要性」を考慮すべきではないか、と考える。そうすると、本件の事案では、その判断は、イ) いわゆる特養・有料老人ホームへの入所、ロ) 家族の介護負担の軽減措置（ホームヘルパーの依頼など）、ハ) 建物についての事故防止措置（出入口にされたセンサーの取付け・作動）、ニ) 問題の事故現場やその周辺への事前の逸速い探索等の諸要因を吟味して具体的に⁽⁸⁾なされなくてはならない、と解され、イ) ないしニ) のいずれかの要因が肯認されるならば、上記規準が充足されたものと見て、監督が尽された（精神障害者への配慮が尽された）ものと評価すべきである、と解するものと考えられる⁽⁸⁾。

6. 本判決は、すでに述べたように民法714条1項の責任主体性を、配偶者や子について否定し、監督責任の成否の要因を明らかにしていない。このため、一方では、認知症の人の関係者は、免責要件に注目していたが、本判決は、責任の主体性を否定することで、監督責任自体を否定したため、その要件は明らかにならなかったし、また、監督義務者に賠償責任を負わせる民法714条1項の規定が被害者救済を目的とするが、本判決のように監督義務者が存在しないものとされるならば、どのようなときなら被害の救済がなされるかとの疑念が残る⁽⁹⁾、と批判されることになり、他方、本判決の判断によれば、献身的に介護すればするほど重い責任を負うことになりかねないといった批評⁽¹⁰⁾も寄せられることとなった。そこで、上記のように監督責任の判定規準を構成するならば、イ) ないしニ) の諸要因の検討を通して、実質的な監督責任の有無を判定すべきであるといえよう。そうすると、本件事案では、イ) ないしニ) のいずれも見受けられないと考えられるので、監督責任は積極的に解さざるをえないであろう。

7. なお、本判決は、法定の監督義務者に該当しない場合であっても、最判昭和58・2・24判時1076号58頁⁽¹¹⁾を引用し、ある者が、精神障害者に関し、法定の監督義務者に準ずべき者（準監督義務者）に当たるか否かを見定めるべきであると解している。その「準監督義務者の該当性」判断の要因として、a) 自身の生活状況や心身の状況、b) 精神障害者との親族関係の有無・濃淡、c) 同居の有無その他日常的な接触の程度、d) 精神障害者の財産管理への関与の状況などその者と精神障害者との関わりの実情、e) 精神障害者の心身の状況 f) 日常生活における問題行動の有無・内容、g) 監護や介護の実態等をあげているが、これらの中に、監督を可能にする機能をもつ同居や日常的接触あるいは日常生活における問題行動など監督責任の成否を判定する要因が含まれており、釈然としないものが感じられるように思う。

(2017年1月18日脱稿)

(注)

- (1) これについては、「被害者に対して—加害者が責任能力がないということについての—無用の立証責任を課すものである。また、未成年者や責任能力を有しない者に対して通常は賠償請求をしない。また、多くの場合にこれらの者には賠償能力がない、というわが国の実情をも考慮する必要がある」との評価が支配的である（我妻栄・有泉亨・清水誠・田山輝明『我妻・有泉コンメンタール民法 総則・物権・債権（第3版）』（2013年）1381頁）一方、「全体として、一定の合理性を有する制度だ」とする評価も有力である（窪田充見「責任能力と監督義務者の責任—現行法制度の抱える問題と制度設計のあり方」『不法行為法の立法的課題』現代不法行者法研究会編別冊 NBL No.155 所収71頁
- (2) 加藤一郎『不法行為 [増補版]（1969年）159頁、平井宜雄『債権各論Ⅱ不法行為』（1992年）214頁
- (3) 本判決についての研究として、青野博之「判批」新・判例解説 Watch・民法（財産法）No.108（2016年4月15日）、窪田充見「時論・最新平成28年3月1日—JR 東海事件上告審判決が投げかけるわが国制度の問題」ジュリ1491号（2016年）62頁、加賀山茂「判批」旬刊速報税理35巻14号（2016年）50頁、米村滋人「法律判断の『作法』と法律家の役割—認知症鉄道事故の最高裁判決に寄せて」法時88巻5号（2016年）3頁、同「判批」法教 No.429（2016年）50頁、久須本かおり「判批」法経論集（愛知大学）208号（2016年）189頁、廣峰正子「判批」金融・商事判例 No.1493（2016）2頁、山地修「判批」ジュリ1495号（2016年）99頁、柴田龍「判批」法学論集（立正大学）50巻1号（2016年）247頁、金川めぐみ「判批」賃金と社会保障 No.1666号（2016年）4頁
- (4) 前田太郎「判批」新・判例解説 Watch（法七増刊）15号（2014年）83頁、奥野久雄「判批」CHUKYO LAWYER（中京大学法科大学院）22号（2015年）17頁、窪田・前掲注（1）、前田陽一「判批」NBL No.155（2015年）米村滋人「判批」判例評論677号（2015年）2頁、犬伏由子「判批」私法判例リマークス 50号（2015年）34頁、廣峰正子「判批」金融・商事判例 No.1486（2016年）92頁
- (5) 奥野「判批」27頁、本判決が、指摘するように「協力の義務についてはそれ自体抽象的なものであるが、扶助の義務はこれを相手の生活を自分自身の生活として保障する義務であると解し」、これらの義務を根拠に、第三者との関係で損害を回避すべき作為義務を条理上基礎付けることはできなくはないであろう。それゆえに、そこにおいて夫婦の一方が相手方の民法714条1項所定の監督義務者であるとする理由を見出しうるのではないだろうか。
- (6) 米村「判批」121頁
- (7) 名古屋地判平成23年2月8日 判時2109号93頁 奥野「判批」（CHUKYO LAWYER16号37頁）
- (8) 奥野「判批」27-28頁
- (9) 讀賣新聞2016年3月2日（水）3頁社説
- (10) 米村（注3）2頁、同じく廣峰「判批」4頁
- (11) この判決は、民法714条の法定の監督義務者だけでなく、これに準ずべき者にも同条の責任があるとし、加害の精神障害者を事実上監督する者であって、実質的にみて監督義務があると考えられる者も民法714条の責任を負うものと解すべきであると説示をしたものである（事案等は、詳細は奥野（注7）「判批」43頁参照）。